

港区告示第五十六号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百二十条第一項の規定に基づき、西麻布ハイツマンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第二百二十三条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

西麻布ハイツマンション敷地売却組合

二 売却マンションの名称及びその所在地

(一) 名称

西麻布ハイツ

(二) 所在地

東京都港区西麻布二丁目十二番一号

三 事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目百五番地 神保町三井ビルディング

四 設立認可の年月日

令和八年三月十日

五 事業年度

毎年三月一日から翌年二月二十八日まで

六 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。